

千葉県告示第969号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項及び第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定及び指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示します。

令和5年11月29日

千葉市長 神谷俊一

1 自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

(1) 指定

薬局

名称	所在地	指定期間
オレンジ薬局 千葉駅前店	千葉市中央区富士見2-2-3 吉田興業第一ビル1階	令和5年12月1日から 令和11年11月30日

(2) 指定更新

病院

名称	所在地	指定期間
医療法人社団 至玄清秀会 篠崎医院	千葉市緑区土気町1632-6	令和5年12月1日から 令和11年11月30日

訪問看護

名称	所在地	指定期間
訪問看護ステーションひとみ	千葉市中央区生実町2547-1 サンライフ2号 101	令和5年12月1日から 令和11年11月30日